

# 青森県報

第三千五百号

平成二十四年  
二月十三日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

- 障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定…………… (障害福祉課) …… 一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… (同) …… 一
- 障害福祉サービス事業者の指定…………… (同) …… 一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 一
- 障害者自立支援法による障害者支援施設の指定…………… (同) …… 一
- 障害者自立支援法による相談支援事業者の指定…………… (同) …… 一
- 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の相談支援事業を行う事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 一
- 家畜伝染病の発生…………… (畜産課) …… 三
- 漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出…………… (下北地域民局) …… 三

## 告 示

### 青森県告示第九十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十四年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	ゆりのき薬局浪打店
所 在 地	青森市合浦二丁目一の一四
指 定 年 月 日	平成二十四・二・一

### 青森県告示第九十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十四年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
名称 特定非営利活動法人 夢の里 主たる事務所の所在地 八戸市大字櫛引字白田二の五	就労移行支援 特定非営利活動法人 夢の里	名称 八戸市大字新井田字常光田二の五 所在地 平成二十四・二・一	平成二十四・二・一
名称 社会福祉法人 社会福祉法人内潟療護園 主たる事務所の所在地 北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一九三三	身体障害者通所療護施設 身体障害者療護施設内潟療護園	名称 北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一九三三 所在地 "	"
名称 社会福祉法人 社会福祉法人人桐の里 主たる事務所の所在地 青森市大字駒込字桐ノ沢一七九	知的障害者通所施設 知的障害者授産施設 知的障害者授産施設 知的障害者授産施設	名称 青森市大字駒込字桐ノ沢一七九 所在地 "	"

### 青森県告示第九十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

清有限会社修	特定非営利活動法人ドリム	社会福祉法人伸康会	社会福祉法人伸康会	社会福祉法人伸康会	社会福祉法人伸康会	社会福祉法人伸康会	社会福祉法人伸康会	社会福祉法人伸康会	社会福祉法人伸康会	社会福祉法人伸康会	特定非営利活動法人ドリム	名称	指定障害福祉サービス事業者
北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の三	三戸郡階上町大字赤保内字大上二六の四〇	弘前市大字独狐の一字石田一二一の	弘前市大字独狐の一字石田一二一の	弘前市大字独狐の字山辺一八三	弘前市大字独狐の字山辺一八三	弘前市大字独狐の字山辺一八三	弘前市大字独狐の字山辺一八三	弘前市大字独狐の字山辺一八三	弘前市大字独狐の字山辺一八三	弘前市大字独狐の字山辺一八三	青森市千富町一丁目二の二	主たる事務所の所在地	
生活介護	就労継続支援A型	重度訪問介護	居宅介護	共同生活介護	就労継続支援B型	自立訓練(生活訓練)	施設入所支援	短期入所	生活介護	就労継続支援B型	障害福祉サービスの種類		
生活介護の森	就労継続支援A型「ドリム」	ホームケア	ホームケア	さくらホーム	サポートセンターさくら	さくら園	さくら園	さくら園	さくら園	特定非営利活動法人ドリム	名称	障害福祉サービスを行う事業者	
北津軽郡中泊町大字大沢の二〇	八戸市大字大久保字大山四四の二	弘前市大字石渡の四丁目一三の七	弘前市大字石渡の四丁目一三の七	弘前市大字独狐の一字山辺一九七の	弘前市大字独狐の字山辺一八三	弘前市大字独狐の字山辺一八三	弘前市大字独狐の字山辺一八三	弘前市大字独狐の字山辺一八三	弘前市大字独狐の字山辺一八三	青森市千富町一丁目二の二	所在地		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成二四・二一〇	指定期日		

変更後	変更前	区分	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	年月日
あしすと	竹洞有限会社	指定障害福祉サービス事業者	あしすと	下北郡東通村大字白糠	居宅介護	ヘルパーステーション	下北郡東通村大字白糠	平成三三・一〇・一

平成二十四年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第九十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

社会福祉法人内潟療護園	社会福祉法人内潟療護園	社会福祉法人北心会	社会福祉法人七戸福祉会	社会福祉法人七戸福祉会
北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一九三三	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一九三三	十和田市西二十一番町六の二四	上北郡七戸町の四	上北郡七戸町の四
自立訓練(機能訓練)	生活介護	児童デイサービス	同行援護	行動援護
房うちがた工	房うちがた工	わがんせ	城南ヘルパーセンター	城南ヘルパーセンター
北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一九三三	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一九三三	三沢市大字三沢字堀口一七の七	上北郡七戸町の一	上北郡七戸町の一
"	"	"	"	"

青森県告示第九十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設 置 の 場 所	指 定 年 月 日
さくら園	弘前市大字独狐字山辺一八三	平成二〇・二・一

青森県告示第九十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指 定 相 談 支 援 事 業 者	相 談 支 援 事 業 を 行 う 事 業 所	指 定 年 月 日
名 称	名 称	所 在 地
主たる事務所の所在地	所 在 地	
社会福祉法人七戸福祉会	相談支援事業所城西の杜	平成二四・二・一
上北郡七戸町字太田野一九の四	上北郡七戸町字高屋敷の一	

青森県告示第九十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、

次のとおり指定相談支援事業者から相談支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十四年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変 更 後	変 更 前	区 分		変 更 年 月 日
		名 称	主たる事務所の所在地	
	有限会社竹洞 介護あしすと	相談支援事業を行う事業所	下北郡東通村 大字白糠字赤平六九三	平成二〇・二・一
	障害者相談支援事業所あしすと	相談支援事業を行う事業所	下北郡東通村 大字白糠字赤平六七九	

青森県告示第九十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患者	七	十和田市	平成二四・二・六

青森県告示第九十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第十二条第一項の規定によ

る同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧
加入区の名 六ヶ所 発起人の住所及び氏名 上北郡六ヶ所村大字平沼字追館一番地一 中 岫 武 満 上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂六番地四 高屋敷 喜代一 上北郡六ヶ所村大字平沼字追館一番地 高松 政 二	期 間 平成二十四年二月十三日から同月二十七日まで 場 所 六ヶ所村漁業協同組合

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青 森 県 号

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭